

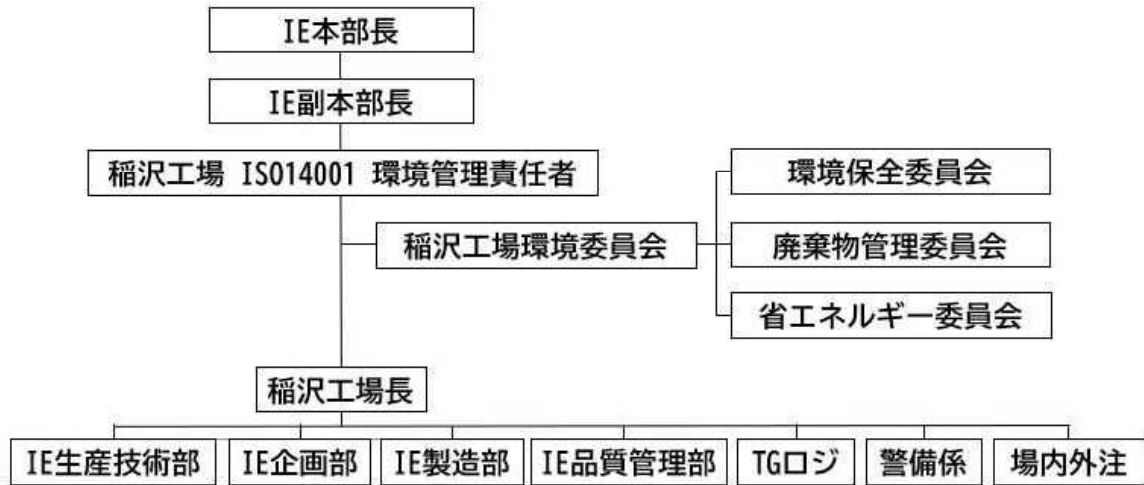
様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
25年 6月 30日	
愛知県知事 殿	
提出者 住 所 愛知県清須市春日長畑1番地 氏 名 豊田合成株式会社 取締役社長 齋藤 克巳 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 052-400-1055	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	豊田合成株式会社 稲沢工場
事業場の所在地	愛知県稲沢市北島米屋境1
計画期間	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	31：輸送機械機器具製造業
②事業の規模	製造品出荷額：13,180百万円
③従業員数	683人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	・引火性廃油：再生業者に委託し、再資源化 ・腐食性廃酸：中間処理業者に委託して、中和後再資源化 ・腐食性廃アルカリ：中間処理業者に委託して、脱水後再資源化 ・感染性廃棄物：中間処理業者に委託して、焼却後再資源化

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排 出 量	別紙の通り	t
	(これまでに実施した取組)		
	・回収液再利用によるめっき廃液引取量低減 ・廃シンナーの有価化拡大 ・生産ロット見直しによる廃シンナー量低減		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排 出 量	別紙の通り	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・めっき廃液の空け替えタイミング見直しによる液寿命延命化		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 当事業所では、平成14年8月より分別徹底のための引取り方式を全面に取り入れ、分別徹底を図っており、結果として、分別可能な混合廃棄物は発生しておりません。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・従来の活動を継続する

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り	t
	（これまでに実施した取組） 実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り	t
	（今後実施する予定の取組） 実施する予定はない		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り	t
	（これまでに実施した取組） 実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り	t
	（今後実施する予定の取組） 実施する予定はない		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り	t
	(これまでに実施した取組) 全廃棄物を社外リサイクルまたは中間処理できるように分別しており、埋立処理は発生している		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り	t
	(今後実施する予定の取組) 分別活動の継続		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全 処 理 委 託 量	別紙の通り	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙の通り	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙の通り	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	別紙の通り	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	別紙の通り	t
	(これまでに実施した取組) 当事業所から発生する廃棄物は、ほぼ100%再生利用（マテリアル・サーマルリサイクル）されている		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全 処 理 委 託 量	別紙の通り	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙の通り	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙の通り	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	別紙の通り	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	別紙の通り	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 従来の活動を継続し、廃棄物の再生利用拡大を推進する ・ 新規業者選定時は、優良認定業者・認定熱回収業者かを確認・考 慮し、委託検討を行う		
電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度（ 6 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 （ ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル 廃 棄 物 を 除 く 。 ）	別紙の通り	
	(今後実施する予定の取組) 平成21年度より電子情報処理組織使用済み		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

